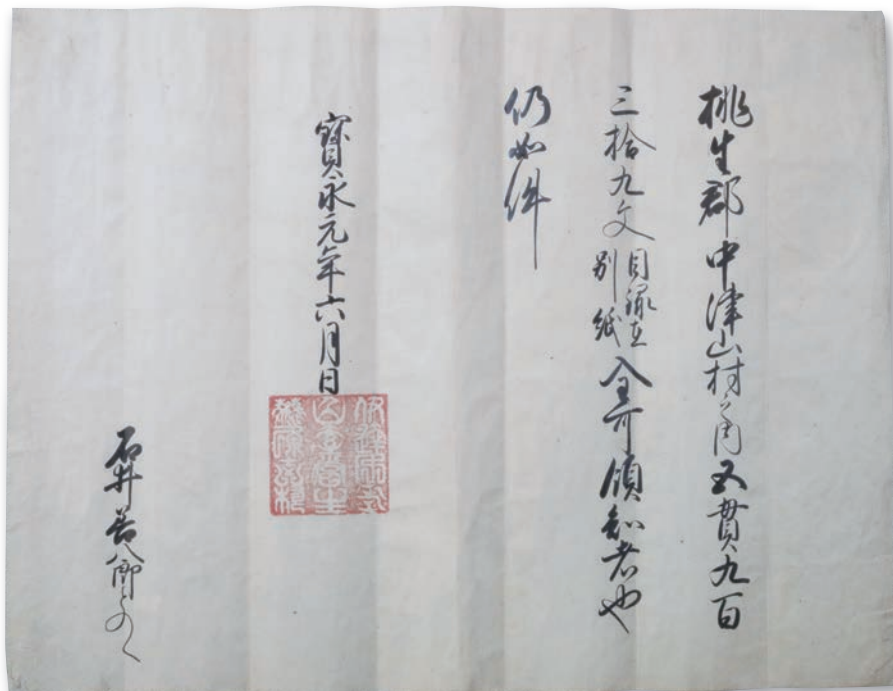


基本情報 ■発給者：伊達吉村(1680～1751) ■年代：宝永元年(1704)

■寸法：縦35.0cm 横45.0cm



この資料のここがすごい!!

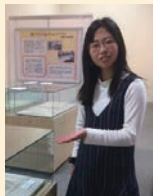
藩主から家臣へ土地を与える際に出された知行宛行状は重要な書状であり、丈夫な紙が使用されました。火事の際は焼失を防ぐために井戸に投げ込むこともありましたが、書状は水に溶けることなく無事だったといわれています。

お気に入りポイント

『KOREMITE』VOL.1では本資料宛名の石井善八郎の親甚右衛門宛の「伊達綱村領知朱印状」を紹介しています。ぜひ4代藩主綱村の朱印と5代藩主吉村の朱印を見比べてみてください。

学芸研究員の目

仙台藩5代藩主伊達吉村は、藩主になった翌年である宝永元年(1704)に知行宛行状を一斉発給しました。本資料はその知行宛行状のうちの一通です。



学芸研究員
鈴木 春菜



藩士にとって最も重要な書状

土地を支給する際に出された書状

本資料は、宝永元年(1704)6月に仙台藩5代藩主伊達吉村(だてよしむら)が家臣の石井善八郎に発給した知行宛行状(ちぎょうあてがいじょう)である。本文には「**桃生郡中津山村**之内五貫九百/三拾九文^{目録}全可領知者也/仍如件」と記載されている。つまり、家臣の石井善八郎は、桃生郡中津山村(現在の石巻市桃生町)のうち5貫939文の領地を与えられたことが分かる。

知行宛行状について

知行宛行状は藩主から家臣に対して、土地を与える際に発給された書状である。藩主の代替わりに出された。この藩主の代替わりを契機とした知行宛行状の一斉発給は、前藩主の知行宛行の再確認と新藩主の就任儀礼の一部となっていた。ちなみに吉村が5代藩主になったのは前年の元禄16年(1703)である。吉村の代の知行宛行状は本資料と同じく宝永元年(1704)に一斉に発給されている。また、本資料に書かれている「目録」というのは知行目録(ちぎょうもくろく)を指す。知行目録は知行宛行状と同時に発給された知行地の目録で、仙台藩の場合は奉行から家臣に発給された。

ちなみに『KOREMITE』VOL.1で掲載した「伊達綱村領知朱印状」は4代藩主綱村から本資料の石井善八郎の親甚右衛門に宛てられた知行宛行状であり、同じく桃生郡中津山村のうち5貫939文の領地を与えられている。

なお、石井の名前は書状で最も低い位置に書かれている。これは藩主の吉村から家臣の石井に宛てて送っているためであり、主従関係を明確に示している。

伊達吉村とは

伊達吉村は一門宮床伊達氏の祖である伊達宗房の長子として、延宝8年(1680)黒川郡宮床で生まれた。はじめ村房と称す。元禄8年(1695)12月に男子に恵まれなかった4代藩主綱村が養子として迎え嗣子とした。元禄9年(1696)に17歳で元服し、將軍徳川綱吉の一字を拝領して吉村と改める。元禄16年(1703)に24歳で襲封して陸奥守に任じられ、宝永元年(1704)に初めて仙台に入部した。寛保3年(1743)に64歳で隠居し、宝暦元年(1751)に72歳で死去する。

吉村の性格について、綱村は性格的にも物事を深く考え思慮深く、政治に対する取り組みも人並みに優れており、仁愛をもって人に接しうる人柄であると評価している。その一方で、理詰めで考えすぎるところがあり、ともすると理屈に過ぎることが欠点だとも指摘している。

吉村は40年間藩主の座にあり、歴代藩主の中で最も在任期間が長かった。軍役整備や職制改革を行ったほか、農民の規範となる「百姓条目」を定め、役人へも綱紀肅正(こうきしゅくせい)の指示を出した。また、倭約令や江戸への廻米、鑄銭事業で財政を好転させたことから、仙台藩中興の英主とも称えられている。さらに吉村は和歌や書道・絵画・能に優れた教養人でもあった。

学芸研究員 鈴木 春菜
実習生 平原あかり

参考文献

仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編3 近世1』仙台市 2001
仙台市史編さん委員会編『仙台市史 通史編4 近世2』仙台市 2003
宮城縣史編纂委員会編『宮城縣史2(近世史)』宮城縣史刊行会 1966
本多俊彦「仙台藩知行宛行状について」(『東京大学経済学部資料室年報』(3) 42-55 東京大学経済学部資料室 2013)
作並清亮編『伊達家系』(『仙台叢書第一巻』)31-45 仙台叢書刊行會 1922
仙台郷土研究会編『仙台藩歴史用語辞典』仙台郷土研究会 2015
平凡社地方資料センター編『日本歴史地名大系 第4巻 宮城県の地名』平凡社 1987

用語解説 | 詳しくはP26へ

*1 桃生郡中津山村